

○鳥羽志勢広域連合介護保険認定審査会公印規程

〔平成15年3月20日〕  
規程第2号

（趣旨）

**第1条** この規程は、鳥羽志勢広域連合介護保険認定審査会の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** 公印は、職名をもって発する文章に用いる印章をいう。

（名称等）

**第3条** 公印は朱印とし、その名称、ひな形、寸法、書体、使用区分及び個数は別表のとおりとする。

（管守）

**第4条** 公印は、介護保険課長において管守する。

（雑則）

**第5条** この規程に定めるもののほか、公印について必要な事項は鳥羽志勢広域連合公印規程（平成11年鳥羽志勢広域連合規程第3号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	ひな形	寸法（mm）	書体	使用区分	個数				
審査会会長印	<table border="1"> <tr> <td>会 長 之 印</td> <td>認 定 審 査 会</td> <td>域 連 合 介 護</td> <td>鳥 羽 志 勢 広</td> </tr> </table>	会 長 之 印	認 定 審 査 会	域 連 合 介 護	鳥 羽 志 勢 広	方 24	れい書	審査会用	1
会 長 之 印	認 定 審 査 会	域 連 合 介 護	鳥 羽 志 勢 広						